

【声明】

2021年5月11日

第35期京都地方最低審議会委員の不公正任命に抗議する

京都地方労働組合総評議会 第18回常任幹事会

本年5月1日付で、京都労働局長が、京都総評の推薦した2名の候補者を排除する委員任命を行ったことに強く抗議します。その理由は以下の通りです。

第一に、審議会令第3条は、委員任命に当たって「公示」し、「推薦制度」をとり、行政として公平な人選のため、広く関係団体からの推薦を求めていることから、京都総評推薦候補を排除した今回の任命は、著しく公正さを欠くものです。

第二に、審議会の委員の構成は、「賃金の低廉な」業界に詳しい労働組合や、広範の産業に属する労働組合から、広く人材を得なければなりません。とりわけコロナ禍のもと、コロナ感染と向き合ってきたエッセンシャルワーカーの多くが最賃近傍の処遇で働いており、これら労働者の実態を審議に反映することは急務です。京都総評が推薦した候補者らは、いずれも中小零細企業に働く労働者や、パートなど不安定雇用労働者を多く組織する労働組合の出身者、また医療・福祉などエッセンシャルワーカーを多く組織する労働組合の出身者であり、長年、最低賃金の改善のために活動してきた人物です。最低賃金制度に造詣が深く、最低賃金審議会の委員としてまさに適任であって、これらの候補者らがそろって選任から排除されたことは、この点からも不当です。

第三に、今回の任命にあたり、公正任命を求める団体要請書に取り組み、京都総評は加盟労組、友好団体などから200近い賛同を得ました。このことは、この間の京都総評の最低賃金をめぐる取り組みや、推薦候補に対する期待の表れであり、こうした声が任命に反映されなかったことは極めて遺憾です。

京都総評は、京都労働局長による今回の不公正任命に厳しく抗議するとともに、審議会への意見陳述や運動の強化を通じて審議会への働きかけを強め、最低賃金の大幅引き上げと全国一律の制度の実現、最低賃金引き上げの環境整備に向けた中小企業支援策の抜本強化を求めて奮闘するものです。

なお、今回の任命処分につき、著しく公平性、透明性を欠くものであるとして、審査請求を行う予定です。

以上